

個別支援会議から抽出した地域課題について

実施日	事業所名	担当相談員	ケース概要と課題	支援のアイデア	地域課題・協議すべき内容
1 6月19日	FLAT	間瀬	40代男性・軽度知的障害(療育手帳の取得はできず)突発的に行動してしまつたところがあり、生活保護を受給しているがお金を使い過ぎてしまい困窮状態が続いている。突然連絡が取れなくなつてしまつたことがあり、確認をしていく友人が窃盗した物を売りさばいた罪で警察に捕まっていた。これまでも男児を誘拐して刑務所に入るなど累犯を繰り返してしまつている。 課題:本人が拘留されたり、出所する連絡が入らないため本人の状況もつかぬ対応が難しい。	□本人が過ごしたいと思える居場所を作る ⇒本人が気軽に話ができる場や機会ができれば、男児に声をかけることは無くなるのでは？ □触法障害者を支えるためのネットワーク作り	□警察や司法との連携やネットワークの構築ができているか
2 7月17日	アイリス	川端 (柴田)	8歳・双子の女性・自閉症・療育手帳A判定・身体(体幹)3級・外国籍 母親と本人たちの3人暮らしだが、10月に母親が出産を予定しているが、お腹の子の父親は不明である。出産に当たり、双子の子供たちをどこか預かってもらう場所を探しているが、児童のショートステイの受け入れが難しいとの返事で相談員が困っている。児童相談所やココエールにも相談はしているが、対応して頂ける様子が無いようである。 課題:レスパイト先の不足で利用先の調整が難しい。児童分野の機関との連携の難しさを感じている。	□内容的には児童相談所が短期間の措置をするようにしてもらえないといけないのでは ⇒このようなケースを相談員が相談できる体制を作っていく ⇒事例集のようなものを作成 ⇒子育ての機関との連携強化	□子どもの機関の役割を明確にし、連携体制を構築していく必要がある
3 7月17日	ピリブ	江川	40代女性・身体(体幹)1級(電動車いす使用) 母親と本人の2人暮らしだが、母親が腰痛で介護が難しい状況。ヘルパーが朝・夕方・就寝で入ってくれているが、現在利用している事業所が職員の体調を理由にこれ以上の支援が難しいとの申し出が出ている。本人としては、このまま自宅で暮らしていきたいという希望が出ているが、住所も石巻市平町と市街地から離れていることや、体重もある方なので2人介護が必要なこと、次に受けて頂けるヘルパー事業所が見つからない状況である。 課題:ヘルパー不足が深刻化しており、調整が難しくなってきた。	□事業所連絡会で受けてもらえない事業所を探す ⇒ヘルパー確保に向けてどうすれば良いか？ □地域のお助け隊のような活動(有償ボランティア) ⇒南部や北部など、地域として課題解決に向けた取り組みが行えるのでは？	□ヘルパー不足により新規が受けても入らない、入れなくなった事業所の引継ぎ先が見つからない課題が出てきている
4 8月21日	東部社協	遠山	60代男性・身体1級(球脊髄性筋萎縮症) 妻との2人暮らし。本人はほぼ寝たきりで人工呼吸器(夜間)、吸引、胃ろうの医療的ケアが必要。現在は、重度訪問看護や訪問入浴、訪問による医療支援を受けながら在宅で生活しているが、妻の介護負担も大きく、ヘルパーの専任についても入ってもらえない日にちが出てきている。サービスの調整も難しくなっており、今後の生活への不安がある。 課題:ヘルパー不足により、サービスの調整が難しくなってきた。	□豊橋市内で医療的ケアが行える重度訪問介護の事業所があると良い □医療的ケアがあっても利用できる日中活動や短期入所の利用 ⇒利用できる事業所が少ないため、事業所を増やしていくことが課題である □終末期に向けて、本人やご家族がどのように生活していきたいのか意向を確認する必要がある ⇒ACPなど意思決定の支援を拡げていく必要がある	□医療的ケアが実施できるヘルパー事業所、短期入所事業所、日中活動事業所が不足している。 □重度の方に対する意思決定支援の取り組みが不足している
5 8月21日	あかね	鈴木 巳	7歳男性・療育C、ADHD 大清水小学校の支援級に通っているが、母親も精神疾患があり、本人が自宅にいと中学生の兄とケンカになつてしまつ、精神的にも辛くなつてしまつた状況である。そのため、放課後等デイサービスを利用したいのだが、地域的にも利用できる事業所が少なく、また母親の精神疾患の波もあり、利用に向けて動くこともままならない状況。そのうえ、父親が元やくざという経歴もあり、受けて頂ける事業所が見つからない状況である。 課題:南部地域の社会資源が乏しく、サービスの調整が困難である。	□母親が契約に行くのが難しいようであれば、事業所にお願いで自宅に契約や本人の様子を見てもらうようにしてはどうか？ ⇒南部地域の事業所は田原の方も利用されているので、地域的に事業所を増やせるための取り組みをしていく必要がある □行動支援を利用して学校から帰ってきた後に散歩などに出かけてもらう。また、併せて自宅での環境調整なども検討してもらおう ⇒行動支援ができる事業所、人材を確保していく必要がある	□総量規制をしているが、地域格差があるため、そこも考慮した規制や解除が必要ではないか？ □強度行動障害にも対応できるヘルパー事業所を増やしていく必要があるのではないか？

6	9月12日	さざなみ	継続	20代男性・療育C・精神2級(ADHD) 3歳から岩崎学園に入所。18歳で退所するときに合わせてさまざまな計画相談を担当することになる。本人は働きたいとの希望はあるが、ADHDの特性も物にあへりや止まらない、自分の思い通りにならないと飛び出して行ってしまったり、物にあたるなどの粗暴行為が見られる。そのため、入居している日中支援型グループホームもなかなか苦勞しており、日中活動先についても生活介護を利用していたが、事業所から断りの連絡もあり、現在ほとんどどこにも行けていない状況である。 課題：窃盗や粗暴行為がある方のグループホームや日中活動の事業所調整が難しい。	□在宅ワークで利用できるB型事業所をあたってみてはどうか？ ⇒本人ができそうな在宅ワークを行っている事業所があるのか？ □工賃を日払いで払ってくれるところがあれば、本人もすぐに成果が分かり、就労意欲につながるのではな い？ ⇒日払いで払ってくれる事業所を探していく必要がある	□グループホームや日中活動事業所の対応力を向上させていく必要がある
7	9月12日	ほっとびあ	鈴木陽	40代男性・未診断(うつ傾向及びアルコールへの依存有) 職場でのストレスもあり退職してしまい、自宅にて引きこもりのような生活を送り、不眠もあつたためアルコールに依存するようになる。次第に自暴自棄になり、自室に火をつけ てしまい逮捕されることとなった。拘留されて取り調べを受けるが不起訴処分になり、生活 保護課の申請希望をされた。事前に検察庁からも釈放の連絡を受けていたため、生活 保護課にも連絡してあつたのだが、保護観察所とどちらが受けるのか押し付け合いのよ うな状況になり、結局は本人が納得されるような形で更生保護施設に受け入れをお願い しに行くことになった。更生保護施設も高な相談ということもあり、その日での受け入れ は難しいとなり、週末なんとかホテルで過ごして週明けに受け入れてもらえることにな ったが、このようなら一回しの状況になってしまった。 課題：触法の方の受け入れ先がなかなか見つからず、連携体制も不足している。	□救護施設(生活保護)の受け入れをお願いしてはどうか？ □診断が出ていないなどのことなどで、重層の参加支援でB型の利用を考えたらどうか？ ⇒関係機関での連携が必要と考えられる。ネットワー ク作りが必要ではないか？	□触法の方を対応できる一時保護の場所が不足している □触法に関する関係機関のネットワークや支援体制が構築できていない
8	10月17日	たまも荘	河合	50代女性・身体1級(個性まひ) 両親と弟家族と一緒に同居をしていたが、平成31年にグループホームに入居。しかし、 排泄介助が二人介助が必要などマンパワーが必要で、そのためグループホームは週4 日しか利用することができず、過ごし残りの3日は自宅で過ごしている。そんな中、母親 が認知症になってしまい、父親がかなり疲弊してしまっていた。そのため、自宅に帰省し ている日はヘルパーを利用できるように認めてもらい対応している。しかし、両親も高齢 でこの先どこまで居れるのか不安な状況で、現在のグループホームもすずそう事業所 利用しているが、他のグループホームでも本人に 対応できそうな事業所が思い浮かばないため、この先の生活に不安を抱えている。 課題：重度の身体障害者の介護に 対応できるグループホームが不足している。	□まずは他のグループも短期入所を利用して体験してみる □グループホームと自宅での2重生活を解消 ⇒生活の場を1カ所にする □ご兄弟も含めて、家族会議を開く ⇒この先の生活の見通しをつける。 □障害者の利用できる公営住宅でサービスを組み合わせる。	□身体の方が利用できる(ハード面と障害特性の理解)グループホームの充実 □地域での在宅生活が送れるための住居やヘルパーなどのサービスの充実が必要
9	11月20日	ビリーブ	平林(鈴木陽)	18歳女性・療育A 現在、ぐすき特別支援学校3年生で3月に卒業を控えているが、卒業後の進路が決ま っていない状況。その原因としては、強度行動障害で基本は常時メンソーマンの対応 が必要なこと、靴を履かせたりトイレの場面では2人介護が必要であること、職員配 置上難しいと事業所に断られていた。受け入れを検討して頂ける事業所もあつたが、女 性の利用者がいなかったり、送迎が難しいことなどで、母親が難色を示しているところ もある。 課題：強度行動障害のある方の受け入れ先が不足している。	□毎日の利用となると事業所の負担が大きくなるため、1日ずつ通う事業所を利用させてもらってはどうか □学校がどのように対応しているのか、課題となる部分だけでではなく、こうすれば対応できるということを知り たいと事業所に伝えていく	□受け入れのできる事業所を増やしていく必要がある □強度行動障害のある方を受け入れるための連携方法など、支援の質の向上が必要
10	12月18日	木もれ陽	阿部	20代男性・療育B 窃盗により拘留されたが、出所にあたり一時的な生活の場として更生保護施設や自 立準備ホームをあつたが受け入れられず、行き先がなかなか見つからなかつた。 グループホームもすぐには入居できず、ショートステイを何日か体験させてもら い、その後グループホームに入居することはできたが、ホームのルールを守ることができな かつたり、本人からもホームから出たいとの話が出てきている。金銭管理に課題があり、 渡したお金をすぐに使ってしまうため、また窃盗などをしてしまう可能性があると思われ る。 課題：出所後の一時的な生活の場が見つかからない。触法障害の方への支援の難しさがあ る。	□司法機関など(警察、刑務所、更生保護、定着支援センター)と連携して対応が必要 ⇒福祉だけで抱え込まないように □市営住宅などの活用ができるように働きかけていく	□触法の方を支援するネットワークの構築が必要である □お金がない人でも緊急で利用できる場の確保が必要
11	1月15日	すばる	吉田	65才男性・身体2級 脳性麻痺による片麻痺と関節リュウマチがあり、もともとは母親と二人暮らしをしていた が、母親が高齢で入所することになり一人暮らしになった。本人が65才になるのを目標 として、ケアマネとも連携してきて、現在は障害福祉サービスと介護保険を併用しており、 主軸をケアマネさんにお預けをしていきたいのだが、ケアマネからは障害特性も強いので、 相談支援専門員が中心で見に行ってもらった方がいいのではと、なかなか引き受け て行ってもらえない状況である。 課題：介護保険への移行時に、考 え方がそれぞれで違うためスムーズに移行していき ることができない。	□要介護になる段階で、障害に理解のあるケアマネにお預けしていき □障害のサービスについての計画の書き方について助言を行う ⇒本人の代弁者として、引き続き人権を見ていく ⇒本人の意思決定支援に配慮するため □身元引受人を立てることで、ケアマネの負担感を軽減する □高齢の簡単なお仕事をす るデイサービスや軽費老人ホームを紹介してはどうか	□介護保険への移行時について、ケアマネと相談支援専門員が共通の認識で連携できるように体制を整えて行く必要がある □障害福祉サービスと介護保険でサービス利用の考え方に違いがあるため、利用者の意思決定支援に対する取り組みも必要

【医療的ケア児等支援マネージャーの目的】

医療的ケア児等の情報の一元化をし、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関（医療・保健・福祉・教育等）と協力し、医療的ケア児等が支援を適切に受け、安心して社会生活を営むことができるよう把握・調整する。また、医療的ケア児等の課題解決に向け、研修実施等の体制整備を行う。

医療的ケア児等の情報の一元化
 ○病院の退院時、保育園入園時等に把握 ○個々の進捗管理

～医療的ケア児等コーディネーターへつなぐ～
医療的ケア児等支援マネージャー
 特定非営利活動法人ふいーる工房：神谷順子氏
TEL:0532-73-2941

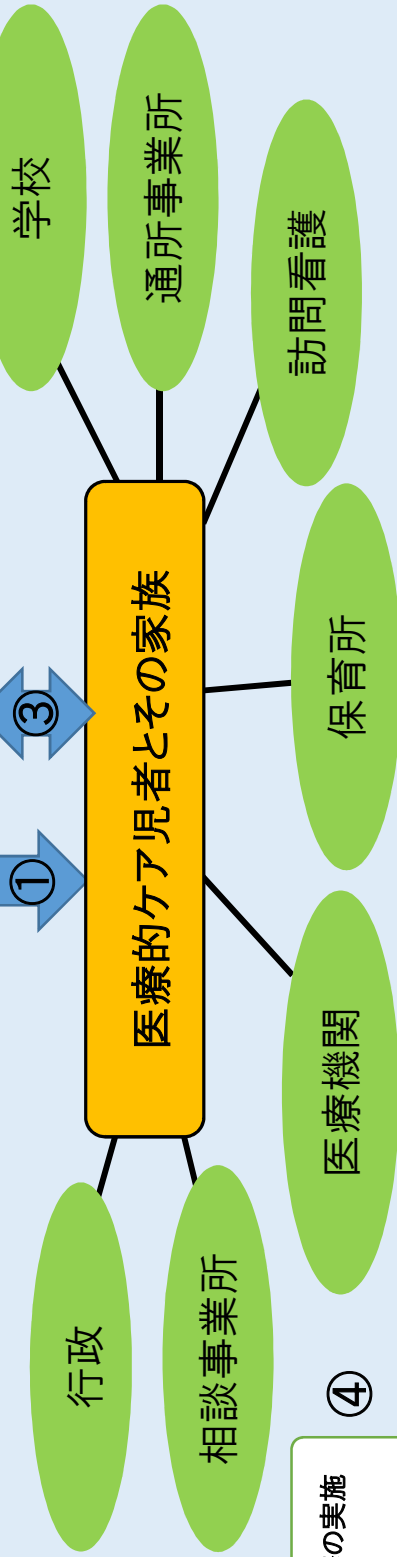
自立支援協議会
 ○医療的ケアに関する検討会の開催
 （年2回）
 ○関係機関との連絡調整
 ○行政との連絡調整

③ **医療的ケア児等コーディネーターの役割**
 ○必要なサービスを総合的に調整し、サービスの紹介、関係機関へつなぐ

① **医療的ケア児者とその家族への支援**
 ○医療的ケア児等の退院前に医療的ケア児等コーディネーターへ引継ぎ、必要に応じて退院前カンファレンスへ参加、その後訪問等により医療的ケア児者の状況確認する

② **医療的ケア児等コーディネーターとの連携**
 ○医療的ケア児等コーディネーター会の開催
 （年2回以上）
 ○支援が途切れやすい就学前、卒業等のタイミングでコーディネーターと連携し、引き継いだ後もフォローアップ

～医療的ケア児者とその家族の個々の支援～
医療的ケア児等コーディネーター



④ **医療的ケアに関する研修の実施**
 手技等の研修（年2回）

虐待防止相談員の役割について

【虐待防止相談員の目的】

「とよはし障害者虐待防止センター虐待防止対策支援事業委託業務」として、障害者虐待の防止や早期発見、関係機関との連携をはじめとした、専門的な知識を用いた被虐待者の相談支援等を迅速に行う

【対応の流れ】

発見者、本人、施設従事者、警察等からの通報・届出・相談

電話や窓口で通報内容の聞き取り

- ① 豊橋市役所障害福祉課:0532-51-2347(休日・夜間:080-1566-0646)
- ② とよはし障害者虐待防止センター:0532-56-4111(休日・夜間:同番号)
R7.1月～
- ③ **虐待防止相談員:特定非営利活動法人ふいーる工房**
新井在慶氏:0532-73-2941(休日・夜間:同番号)

対応方針の協議(市・とよはし障害者虐待防止センター・虐待防止相談員)
通報内容等より、緊急性の判断・初動対応の決定

事実確認、訪問調査(市・虐待防止相談員)

- ・養護者の自宅、施設等へ障害者の状況や事実関係の確認
- ・障害者の保護(短期入所、入院、施設入所)
- ・調査結果の報告書作成

コア会議の開催(市・とよはし障害者虐待防止センター・虐待防止相談員)
・援助方針の決定、虐待認定の判断

援助方針に基づく対応(市・虐待防止相談員)

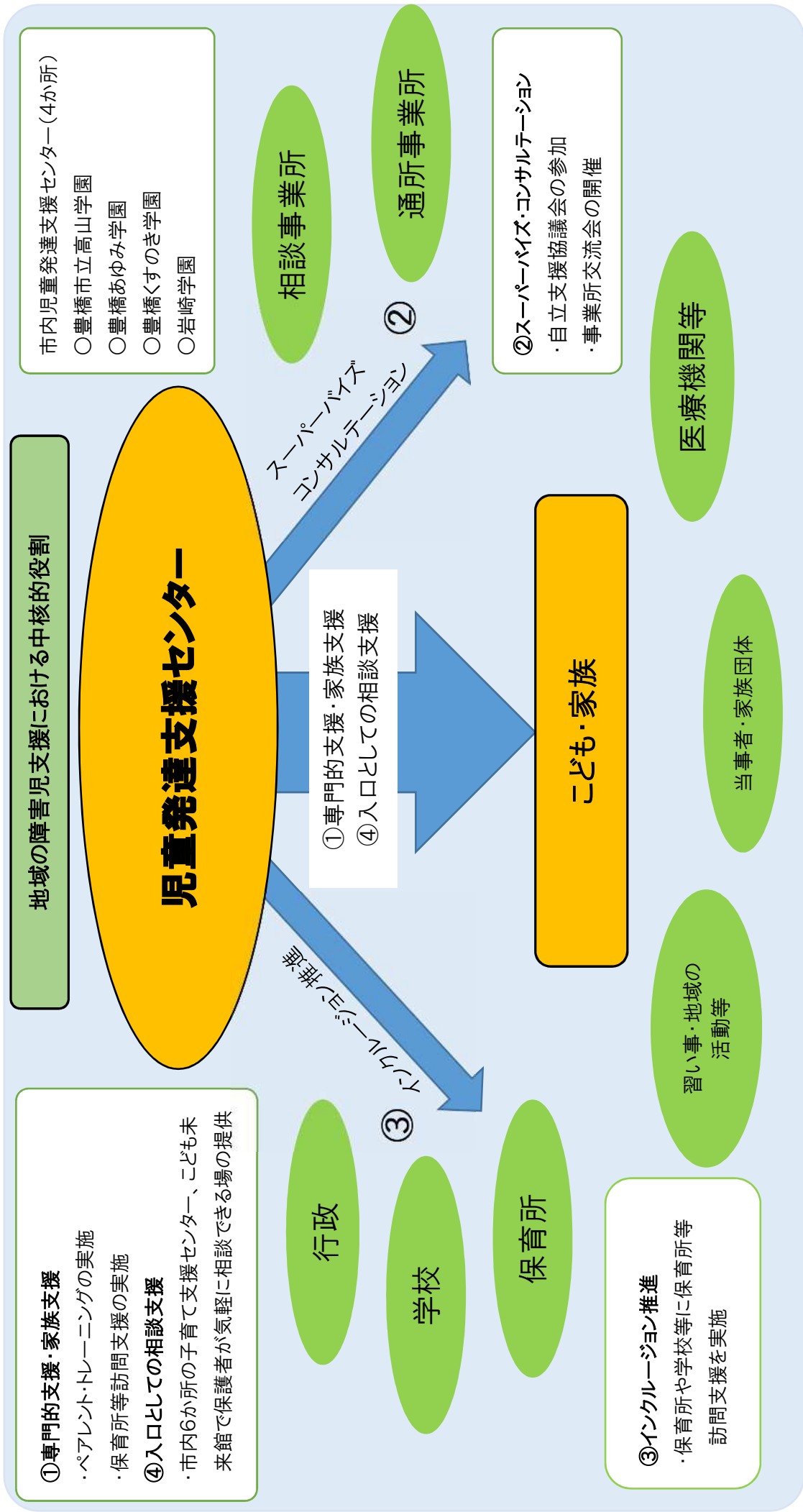
- ・障害者の支援:福祉や医療サービスの導入等
- ・養護者の支援:養護負担の軽減、相談・指導・助言等
- ・虐待通知、県の報告書作成

モニタリング・終結(市・虐待防止相談員)

地域における児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制整備

【地域における障害のある子どもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方】

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
 - 子どもと家族をまんなか(中心)に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進める
 - 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中で支援を進めるインクルージョン(社会的包摂)を進めること。
- ※こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」抜粋



地域における児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制整備

○児童発達支援センターの位置づけ ※こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」抜粋

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法 43 条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

豊橋市の児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と役割（R7年度）

中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する。

- ペアレント・トレーニング
- 保育所等訪問支援

中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域の状況で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高める。

- 自立支援協議会
- 事業所交流会

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力する

- 保育所等訪問支援

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応する

- 子育て支援センター、こども未来館での相談業務

豊橋市児童発達支援センター

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害のある子ども又はその可能性のある子どもへの発達支援の提供、あわせてその家族や関係機関に対し、相談、専門的な助言などの支援を行います。

■市内児童発達支援センター一覧

施設名（住所）	連絡先	日時（予約制。電話相談可）	担当小学校校区
豊橋市立高山学園 （多米町字野中 152）	☎61-1019 FAX 64-1309	月～金 8：30～17：00	下条、牛川、旭、東田、大村、下地、津田、前芝、新川、向山、松山、八町、松葉、花田、羽根井
豊橋あゆみ学園 （高師町字北原 1-104）	☎63-5031 FAX 39-5778	月～金 9：00～17：00	岩西、飯村、つつじが丘、幸、天伯、高師、芦原、富士見、豊南、高根、老津、杉山
豊橋くすのき学園 （高師町字北原 1-103）	☎61-8273 FAX 39-6005	月～金 9：00～17：00	吉田方、牟呂、汐田、福岡、栄、中野、磯辺、大崎、植田、野依、大清水
岩崎学園 （岩崎町字利兵 71）	☎61-2062 FAX 62-7235	月～金 8：30～17：30	鷹丘、多米、賀茂、西郷、玉川、嵩山、石巻、豊、岩田、二川、谷川、二川南、細谷、小沢

※障害福祉サービス等利用に伴う計画相談（障害児支援利用計画作成）の担当を表すものではありません。

■子育て支援センター、こども未来館子育てプラザへ訪問相談支援

発達に関する不安や心配がある、悩みごとがあるなどご家族との会話を通して、適切な支援機関につなげることを目的とし、子育て支援センター等へ訪問し相談支援を行います。

子育て支援センター、こども未来館子育てプラザへの訪問スケジュールについてはホームページをご確認ください。（URL： ）

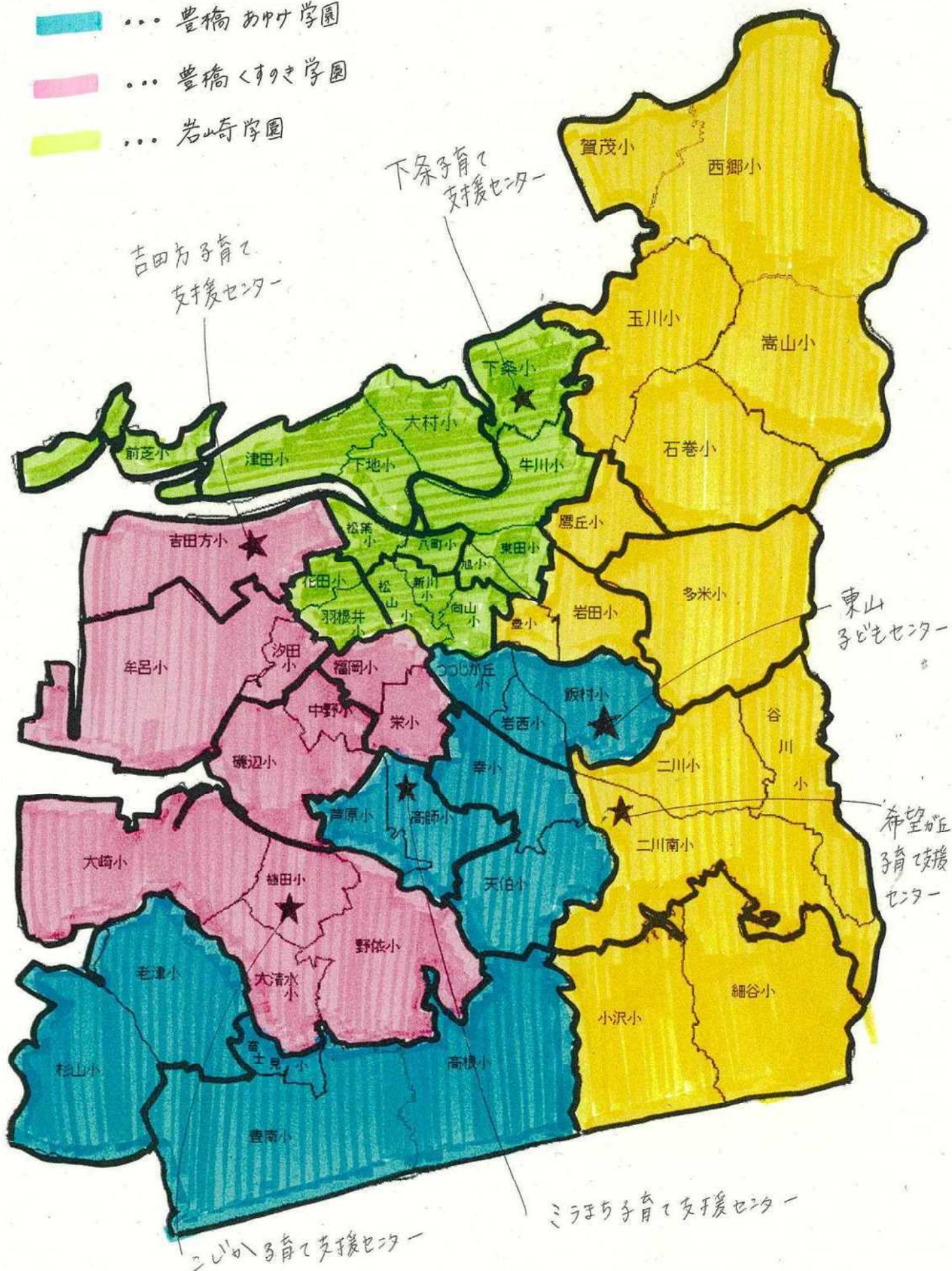
問い合わせ先

豊橋市障害福祉課 福祉サービスグループ

TEL:0532-51-2347

FAX:0532-56-5134

- ... 豊橋市立高山学園
- ... 豊橋あゆみ学園
- ... 豊橋くすのき学園
- ... 若崎学園



委託相談支援事業における地区割の導入について

障害のある方や家族が地域で安心して暮らすため、福祉に関する様々な相談に対応し、情報提供を行う障害者相談支援事業(委託相談支援事業)について、令和7年度より委託先の事業所ごとに担当地区を決めて実施していきます。この地区割の導入により、市民に分かりやすく相談しやすい体制及び困難ケースにおけるスムーズな連携体制の構築を目指します。

委託相談支援事業所	担当地区(中学校区)
生活支援センターさざなみ	羽田、中部、豊城、牟呂
あかね荘障害者生活支援センター	南部、南陽、本郷
相談支援センター木もれ陽	東部、豊岡、二川
発達・就労相談支援センターFLAT	東陽、東陵、石巻
たまも荘障害者生活支援センター	南稜、高師台、章南、五並、高豊
相談支援事業所アイリス	吉田方、北部、前芝、青陵

※障害福祉サービス等の利用に伴う計画相談支援及び障害児相談支援の担当を示すものではありません。

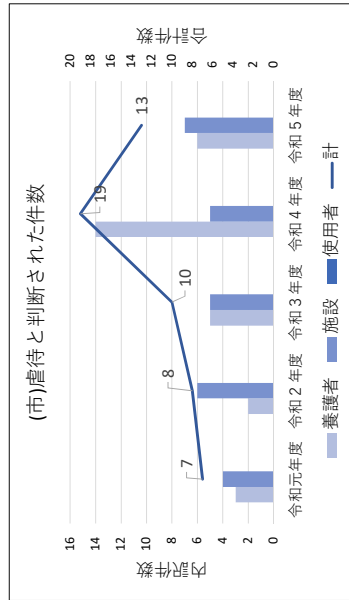
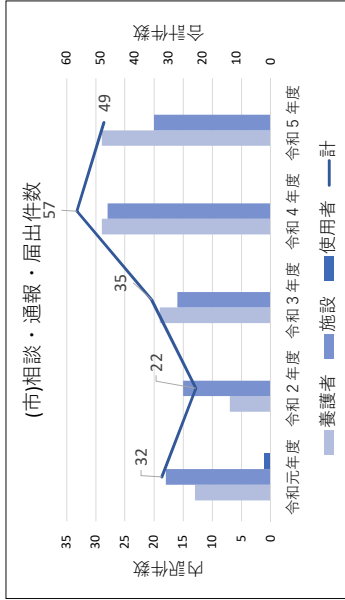
■ 地区割地図(中学校区毎)



虐待件数の推移について(令和元年度～令和5年度)

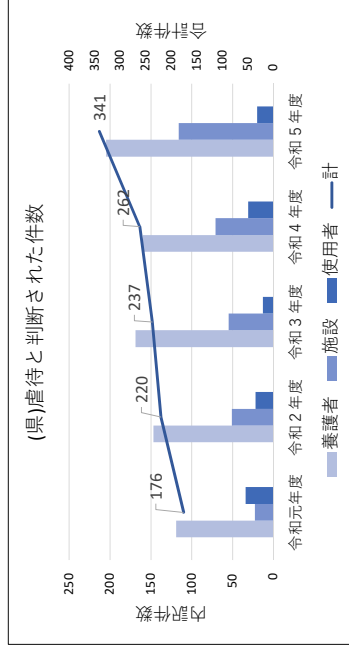
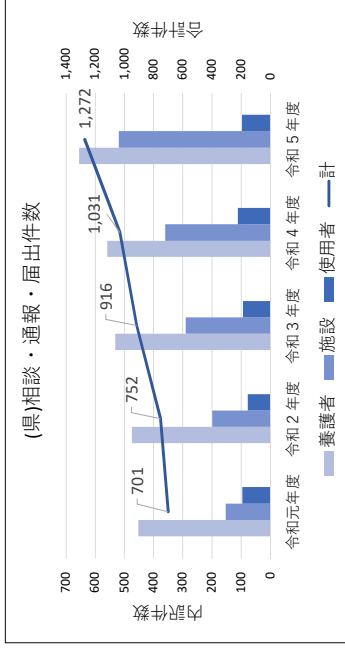
豊橋市

	(市)相談・通報・届出件数				(市)うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	13	18	1	32	3	4	0	7
令和2年度	7	15	0	22	2	6	0	8
令和3年度	19	16	0	35	5	5	0	10
令和4年度	29	28	0	57	14	5	0	19
令和5年度	29	20	0	49	6	7	0	13



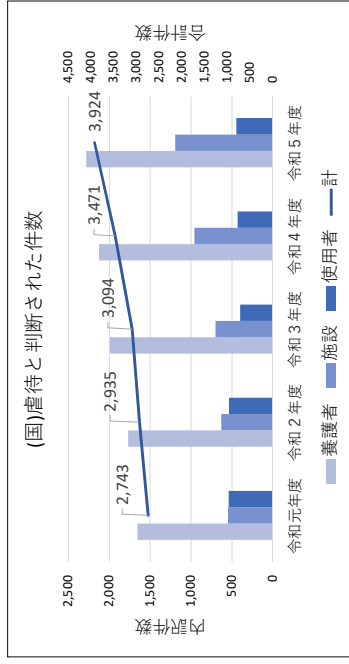
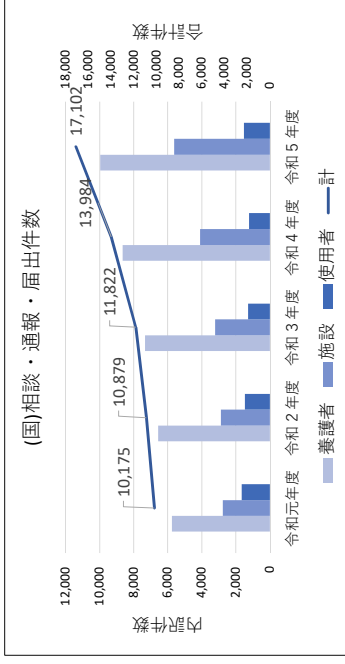
愛知県

	(県)相談・通報・届出件数				(県)うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	452	153	96	701	119	23	34	176
令和2年度	475	200	77	752	147	51	22	220
令和3年度	531	291	94	916	169	55	13	237
令和4年度	559	360	112	1,031	160	71	31	262
令和5年度	655	519	98	1,272	205	116	20	341



全国

	(国)相談・通報・届出件数				(国)うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	5,758	2,761	1,656	10,175	1,655	547	541	2,743
令和2年度	6,556	2,865	1,458	10,879	1,768	632	535	2,935
令和3年度	7,337	3,208	1,277	11,822	1,994	699	401	3,094
令和4年度	8,650	4,104	1,230	13,984	2,123	956	430	3,471
令和5年度	9,972	5,618	1,512	17,102	2,283	1,194	447	3,924



令和6年度 虐待防止に係る事業所訪問実施報告書

1. 実施概要

市、とよはし総合相談支援センター又は委託相談支援事業所が各事業所を訪問・見学し、虐待に係る相談を聞き、助言を行うものです。障害者虐待防止について、事業所が、市・基幹相談支援センター・委託相談支援事業所と共に考え、より良い支援を実現しようとする機会を設けることで、関係機関との良好な関係性を築き、事業所の風通しの良い風土づくりに寄与し、障害者の虐待を防止することを目的として令和3年度より行っています。

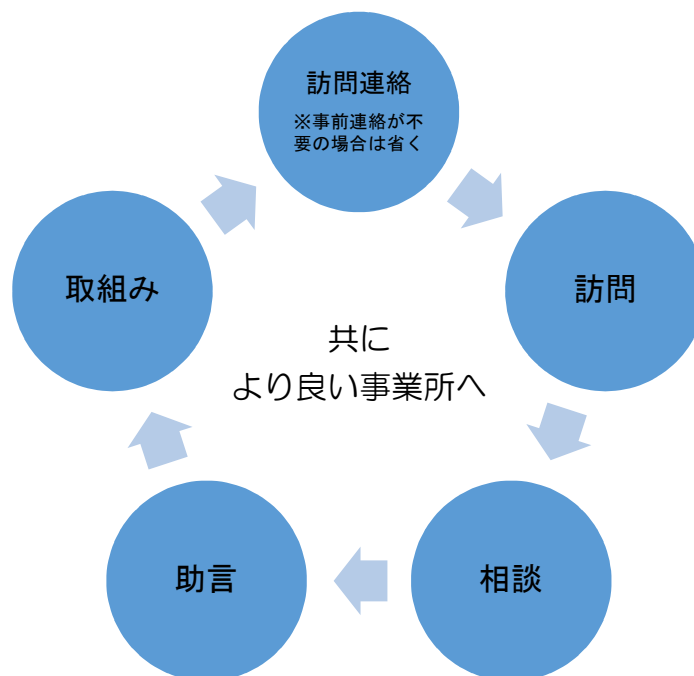


図1. 障害者虐待防止のための事業所訪問のイメージ

2. 対象事業所

3年で1回訪問できるよう計画し、令和3年度は日中活動系サービスを中心に、令和4年度は訪問系・障害児通所系サービス、令和5年度は入所系サービスの事業所を訪問しました。令和6年度は3年の間で新規指定を受けた事業所及び過去の訪問時に虐待防止委員会が未設置であり、設置時期も未定と回答した事業所、計66か所の訪問を実施し、12月で本事業を完了しました。

3. 実施方法

1 事業所に対して、委託相談支援事業所職員 1 名と市職員又は基幹相談支援センター職員 1 名の計 2 名で実施し、事業所の職員からの障害者虐待防止に係る質問や悩みごと等を聴き、必要な助言を行いました。

表 1. 令和 6 年度の取り組み

概要	日時	内容
日程調整	5/21 (火)	・対象事業所に日程調整の依頼送付
	5/29 (水)	・事業所からの希望調査〆切
	6/17 (月)	・関係機関と個別調整して日程及び事業所毎の担当者を決定
事業実施・調整	6/24 (月)	・事業所へ日程通知、未回答事業所に日程調整の依頼送付
	7/1 (月)	・訪問開始
	7/3 (水)	・未回答事業所からの希望調査〆切
	7/29 (月)	・事業所へ日程通知
	12/16 (月)	・事業完了
事業実施	1/15 (水)	・第 8 回運営会議にて事業完了の報告
年間報告	2/20 (木)	・第 2 回権利擁護ネットワーク協議会にて年間報告

I. 調査結果

1. 事前連絡なしの見学

表2. 事前連絡なしの見学の可否

内容	割合
事前連絡なしでも見学が可能	36.4%
事前連絡で事前に調整すれば見学が可能	62.1%
見学不可	1.50%

2. 虐待防止委員会

表3. 虐待防止委員会設置状況

内容	割合
未設置（未定）	3.04%
未設置（今年度設置予定）	4.56%
設置済（外部委員を含まない。）	33.3%
設置済（外部委員を含む。）	59.1%

3. 事業所の取り組み

表4. 虐待防止に係る取り組み状況（複数回答可）

内容	割合
虐待防止マニュアルを作成し活用している。	77.3%
虐待防止チェックリストを作成し活用している。	56.1%
職員のストレスケアの取り組みをしている。	51.5%

4. 研修の実施

表5. 虐待防止に係る研修予定回数

内容	割合
0回	1.55%
1回	39.1%
2回	37.5%
3回	9.38%
4回	1.55%
5回	1.55%
6回	4.69%
10回	1.55%
12回以上	3.13%

II. 実施状況

1. 実施時間

表6. 訪問実施時間

時間	割合
10分～15分程度	1.51%
20分～30分程度	13.6%
30分～40分程度	16.7%
40分～50分程度	31.8%
50分～60分程度	27.3%
1時間以上	9.09%

2. 質問・助言

表7. 質問内容・回答（一部抜粋）

質問内容	助言
就労支援では時に厳しく指導的な声かけが必要な場面があり、言葉かけなど気をつけているが虐待にあたるのか線引きが難しいと感じる。	就労支援ではノルマの達成など、指導的な場面が多くあると思うが、口調や声のトーンが高圧的であることが当たり前にならないよう、業務の振り返りや虐待防止の観点から支援が高圧的になっていないかを支援者間で共有することが大切である。
特に未就学児について、さん付けではなく愛称で呼ぶことがある。	児童と関係性を築いていく中で、愛称で呼ぶ場合が出てくるかもしれないが、愛称で呼ぶ理由の明確化と、保護者に了承を得ることは必要かと思う。
「お手伝い」をした子どもに対して「ご褒美シール」を渡している。他の子が掃除をしているような場面で、掃除の手伝いができない子に対してご褒美シールをあげないことは虐待にあたるか。	事例として、「これをやらなければご飯を抜きます」といったような対応は虐待にあたってしまいが、今回は衣食住を妨げるものではなく、+αで与えるものであるため虐待には当たらないと考えられる。しかし支援方法や声掛けについては十分注意していただきたい。
在宅ワークを行う利用に対して仕事の数を設定することでプレッシャーを与えることになるのか（心理的に）。	仕事なのである程度は数を設定することは悪いことはないのでは。「どれくらいできそうか？」と本人に決めてもらっても良いのではないか。
落ち着かない子の対応として、別室対応は良いか？	施錠したり、無理矢理の対応はいけませんが、落ち着ける環境を提供することは良い。個人での判断ではなく、事業所としての対応を取り、拘束時間等、丁寧に記録し、振り返りを行うようにする。個別支援計画にも記載すると良い。

質問内容	助言
興奮している児童や突発的な行動をとる児童に対して、危険を回避するために支援員が大きな声を出すことがある。	まずは児童の安全を確保することが第一になるので、大きな声が出ることや、身体の動きを止めることがあるかと思う。身体拘束については、個別支援計画の作成や保護者への説明・同意が必要。予め児童の特性を理解し、職員間で共有することでリスク回避や身体拘束が必要な場面を減らしている事業所もある。
依存症の治療を行っている方で、本人が希望して利用する場合ではない時に、本人が出て行こうとされるのを見て止めなければ飲酒などを繰り返してしまうと思われる時に、どこまで制止をして良いものか迷う	依存症の治療ということで、制止しなければ元に戻ってしまうことが明らかで、職員としては歯がゆい思いをされると思うが、本人が拒否をしているのに力づくで止めようとしてしまえば身体拘束に該当してしまう。そのため、事前に本人ともクライシスプランのようなものを作成しておき、本人が耐えられなくなったときにどうして欲しいのか一緒に考えておいてはどうか？また、事業所の職員だけで抱え込まず、連携をしている病院の主治医やワーカーとも一緒に支援をしていく体制を整えることが大切である。
利用者さんにリアルタイムのその場で注意が必要な場面で、他の利用者が見ている前で注意をするのは虐待にあたるのか？出来る限り尊厳に配慮して気をつけているが、別室に移動して後で注意しても伝わらないことが多い。	利用者さんの特性などによりケースバイケースではあるが、やはり故意でなくても他の利用者の前で注意を行うことで本人のプライドを傷つけてしまうことは不適切な支援にあたる。できる範囲で尊厳に配慮されている虐待防止の意識の高さを支持する。
支援の際、『これができたら〇〇できます』などの交換条件を提示してしまうことがあり、駆け引き的な支援が有効な場面もあるが、虐待に当たるのではないかと心配している。	交換条件が当たり前になっていないか、その都度業務を振り返り、支援者間で共有することが大切である。
虐待防止委員会を開催したり、職員の虐待に対する認識を高めるために研修を行っているが、職員全員が参加できるようにすることが難しい。	研修内容を撮影しておき、参加できなかった職員には動画を視聴するなどして統一した内容の研修を全職員が受けられるようにする方法もある。
あまり良くない対応をしている職員への注意の仕方について、どこまで伝えて良いか迷う時がある。	職員への注意はしづらいところもあると思うが、そのような対応を放置しておくことで、「これでいいんだ」と思わせてしまう。そのため、小さな不適切対応のところからしっかりと伝えるようにして、気軽に伝え合える関係性や職場の雰囲気を作っていくことが大切だと思う。

来年度以降の虐待防止に係る事業所訪問について（案）

1. 実施年度と対象事業所

表 1. 対象事業所数（R6.12.1 時点）

	日中活動系	地域活動支援センター	訪問系	児童通所系	入所系	児童入所療養介護
令和7年度～	105	4	49	89	74	3

令和7年度から令和9年度は毎年約90か所の事業所を訪問、令和10年度は入所系（共同生活援助・施設入所支援）の事業所と過去3年で新規指定を受けた事業所を訪問し、4年で市内のすべての事業所の訪問を実施。ただし、令和10年度の入所系の訪問については、地域連携推進会議の構成員に市・基幹・委託が参加できなかった事業所及び地域連携推進会議に代える措置として外部評価を実施しており、地域連携推進会議を開催していない事業所のみ実施することとする。

訪問時期は7月～12月を想定。

表 2. 実施年度と対象事業所（予定）

実施年度	対象事業所
令和7年度	○日中活動系（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援・地域活動支援センター）
令和8年度	○日中活動系（就労移行支援・就労継続支援A型） ○訪問系（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ○入所系（短期入所）※ ○障害児入所系・療養介護
令和9年度	○障害児通所系（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
令和10年度	○入所系（共同生活援助・施設入所支援） ○令和7年度から令和9年度の間で新規指定を受けた事業所

※入所系（短期入所）は短期入所のみ指定を受けている事業所であり、施設入所支援や共同生活援助の指定も受けている事業所は除く

2. 実施方法

1事業所に対し委託相談支援事業所職員1名と市職員（虐待対応担当者）、基幹相談支援センター職員、虐待防止相談員のいずれか1名の計2名で実施。訪問前にチェックリストを実施し、虐待防止における体制や知識、職場環境について等確認。今までの訪問と同様、虐待防止に係る質問や悩みごと等相談を受けた場合は必要な助言を行う。

【案】虐待防止に係る事業所訪問 チェックリスト

	チェック項目	チェック欄	自由記入欄
1	虐待の5類型（身体・心理・性的・経済的・ネグレクト）について理解している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
2	身体拘束の3要件（切迫性・一時性・非代替性）について理解している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
3	虐待が発生、発見した場合の報告手順を決めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
4	利用者の状態変化に応じて支援計画の見直しを行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
5	支援記録を見て、職員に指導や指示をすることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
6	定期的に施設・事業所内を見回っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
7	支援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
8	虐待防止委員会を定期的に開催している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
9	虐待防止についての研修を事業所内で行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
10	職員のストレスケアについて取り組みをしている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
11	困ったときなどに相談しやすい環境づくりに取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	
12	職員同士のコミュニケーションはうまくとれている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらともいえない	

令和6年度 豊橋市強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会 報告書

【開催日】

令和6年12月5日(木) 10時～14時30分

【見学会内容】

各事業所の施設職員より、強度行動障害の方を受け入れるための施設内設備や環境設定の工夫を知る。

【出席者※今年度は生活介護事業所に絞って参加者を募集】

13名(8事業所)

【見学場所】

①	社会福祉法人豊橋市福祉事業会 豊橋にしぐち学園
②	社会福祉法人来夢 つばさ工房
③	社会福祉法人来夢 よつば工房
④	株式会社 ALOHA リバー
⑤	NPO 法人ゆう ゆうサポートセンターどーや (豊川市の生活介護事業所)

参加希望者には、事前に第1見学希望場所を出してもらい、第1見学希望場所を見ることができるよう、AM①→PM②・③、AM②・③→PM①、AM⑤→PM④を見学する3コースに分かれ、各コース事務局含め5名程度で見学会を実施した。

【見学の様子】



【見学後の感想等アンケート結果(抜粋)】

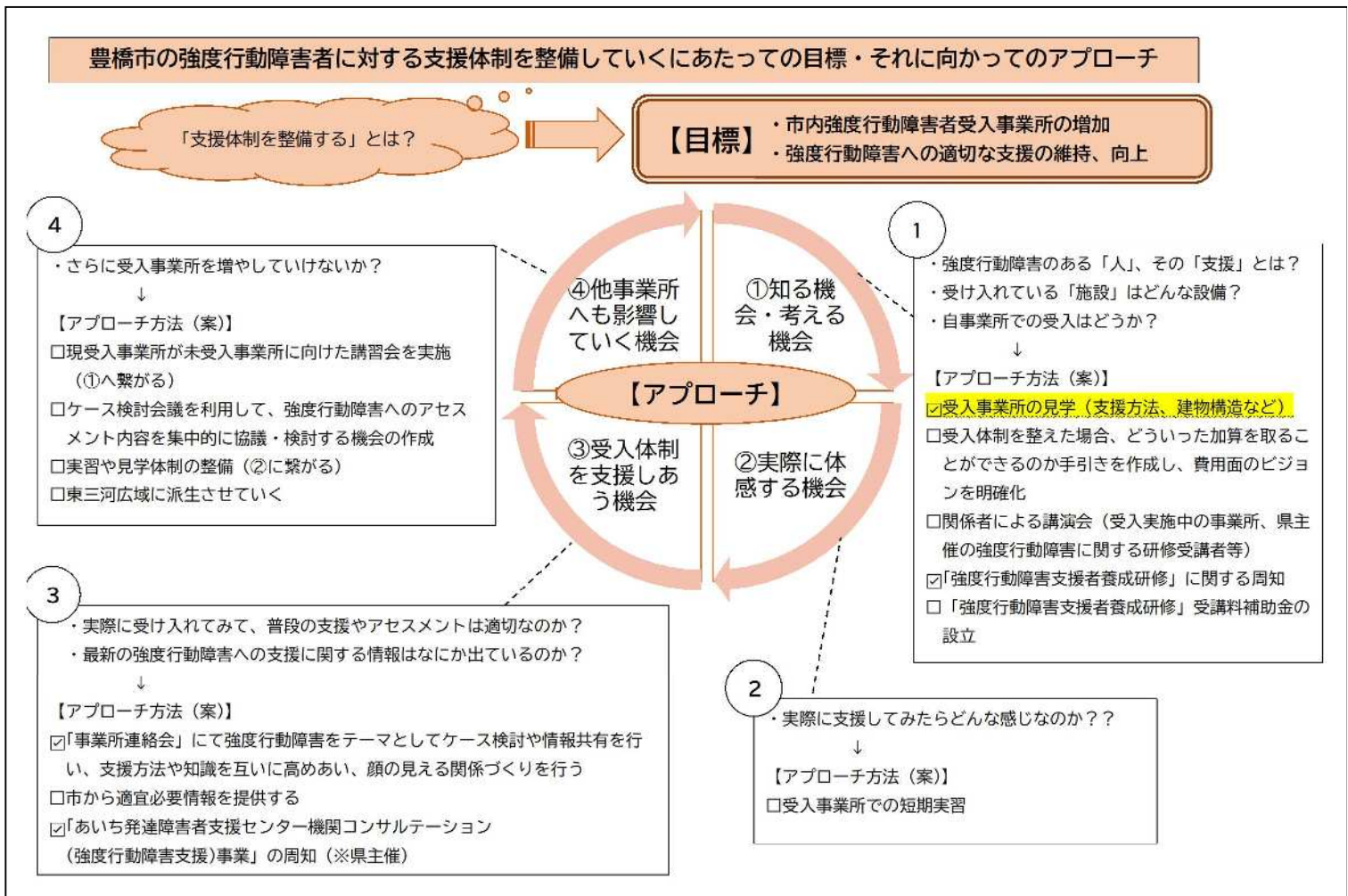
- ・強度行動障害にフォーカスした見学会という試みは新しいと感じた。是非、今後も継続して頂きたい。
- ・同じ生活介護でも事業所によって、やり方や過ごし方の違いを知ることができ、普段の業務だけでは見ること、知ること、感じるができない貴重な経験ができたことに大変満足した。
- ・施設の装備なども似たような問題を抱えていて、それに対して工夫されている面が勉強になった。
- ・施設の見学ができる貴重な機会だったのはもちろんのこと、他事業所の方と長時間一緒に行動することで、支援や事業所に関する様々な話をすることができた。
- ・来年度も継続して見学会を開催できるとよいと感じた。生活介護の事業所に限ったことではないが、事業

所職員が他の事業所を見るという機会はほぼほぼなく、見学をすることで刺激を得たり、新しい気づきを得たりできるとよいと思う。見学を行い、見学者で気づきや受け入れるためのハード面、ソフト面のグループワークをしてもよいかも。強度行動障害者のケース検討(処遇検討?)をしていくことで各事業所のスキルアップも図れたらよいかも。

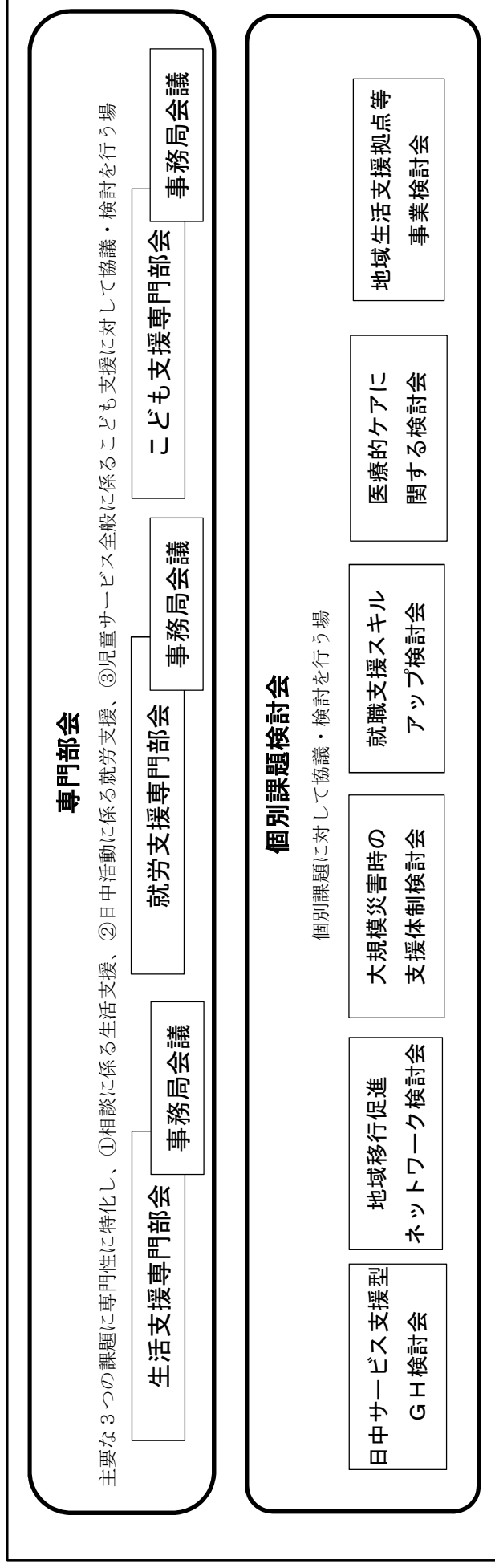
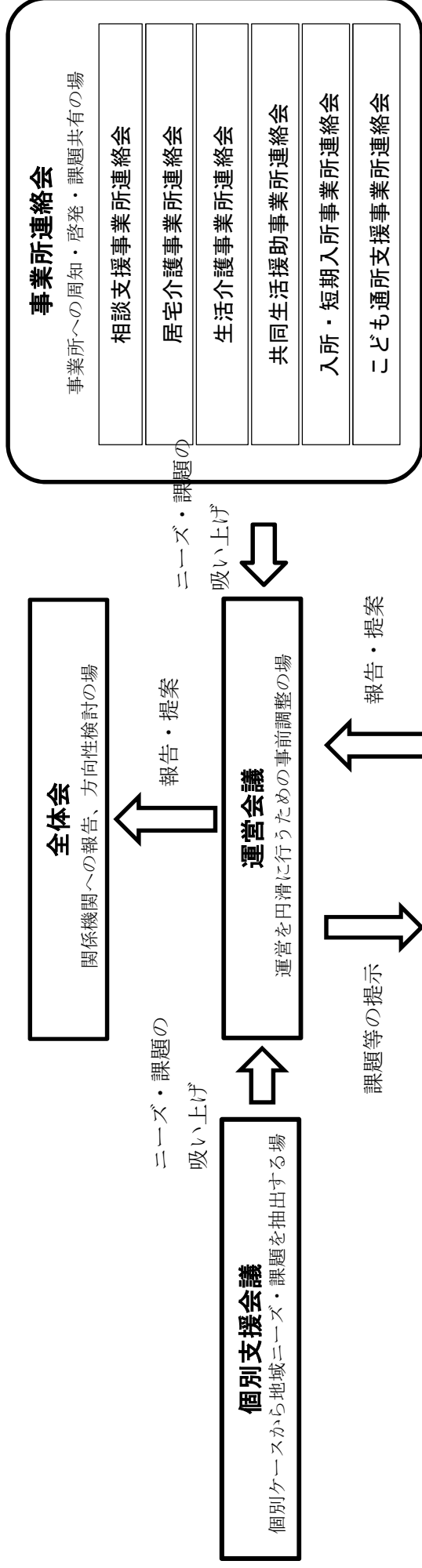
【来年度以降の取組みについて(案)】

- ・引続き見学会を開催し、こういった取組みがあることを市内事業所へ周知していく
- ・強度行動障害者支援に関する講演や事例検討会のような事業所が集まり、横のつながりを作っているような機会の策定 等
- …引続き行っていく取組み、横のつながりが深まるような機会の検討等アンケートでいただいた意見を参考に、自立支援協議会の中で検討を続けていく必要がある。

〈参考〉豊橋市の強度行動障害者に対する支援体制を整備していくにあたっての目標・それに向かったアプローチ



令和7年度 豊橋市障害者自立支援協議会組織図 (案)



(株)恵が運営する障害者グループホーム等について

■行政処分

令和6年6月26日 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止）

■豊橋市の対応

日時	内容
令和6年7月	事業所における状況把握
令和6年7月25日	市内事業所向け説明会の開催
令和6年9月	事業所における状況把握
令和6年10月4日・7日	利用者の意思決定支援に関する研修
令和6年10月31日	利用者の状況調査
令和6年12月12日	状況調査結果報告会の開催

1

(株)恵が運営する障害者グループホーム等利用者に係る状況把握調査の結果について

■目的：利用者の意向や状況等を把握する

■対象：（株）恵が運営するグループホーム、生活介護、短期入所利用者

■時期：令和6年10月31日まで

■内容：転居希望、困っていること等の確認

※利用者への状況確認の前に、「意思決定支援に関する研修」を受講

2

【調査結果：転居希望の有無】

■回答：36名中26名

■転居希望の有無

転居したい：3名 転居したくない：13名 わからない：5名

※転居したい方のうち、1名はすでに転居済、**2名が調整中**

■転居したい理由

- ・不正のあるGHは不安
- ・恵に対する不信感（説明が不十分、必要性を感じないサービスの強い勧め等）
- ・虐待の現場をみた本人が不穏になった
- ・他の利用者が常にストレスである

3

■転居したくない理由（一部抜粋）

- ・十分な支援があり満足している
- ・職員が話を聞いてくれる、関係が良好で生活しやすい
- ・今の生活に慣れていて、環境を変えたくない
- ・受け入れてくれるGHを探すのが難しい

■わからない理由（一部抜粋）

- ・GHは変わってもいいが、日中活動先は変えたくない
- ・本人の意思表示出が困難、推測も難しい

4

■困っていること(利用者)(一部抜粋)

- 希望にあるGHがなく、転居するためには何かをあきらめなければならぬ。
- 今後の成り行きが心配、経営者が決まらぬと出ていかなければならぬのか。
- 先のことが決まらぬことが不安

5

■困っていること(相談員)(一部抜粋)

- 強度行動障害があり、新たな入所先を見つけられるか不安
- 見学や体験利用を丁寧に行う必要があり、労力がかかる
- 変わるとしても、本人の話を聞いてくれる職員が必要
- 母体がどこになるか不安
- 職員体制は継続してほしい
- 困難ケースであったが受け入れてもらえた。閉鎖すると行き場がない
- 職員へのフォローやケアが必要
- GHの支援全てが不安

6

■意思決定支援の方法

意思決定支援の方法	人数
会話等でしっかりとコミュニケーションが図れるため、本人に情報提供や体験をしてもらうことで本人の意思を確認していく	5
絵カード等の工夫をすることによりコミュニケーションが可能、もしくは会話によるコミュニケーションは可能であるが判断能力に不安があるため、意思決定支援を行うためにしっかりと配慮しながら進めていく必要がある	10
コミュニケーションを図ることが著しく困難であり、支援者による意思決定支援会議の開催により本人の意思を確認していくことが必要だと考えている	5

7

【事業所職員の状況】

■本社からは利用者・家族・関係者向けの通知

- ・ビオネストグループへの一括承継に係る基本合意書の締結
- ・利用者の契約、各施設の従業員はそのまま引き継がれること
- ・利用料等の条件に変更はない

■職員の声

- ・承継先が決まり安堵はしたが、契約を結んだわけではないため、不安はある
- ・今残っている職員はほとんどが継続希望
- ・職員はギリギリの状態ではあるが、他の事業所やアドバイザーが応援にきている

8

【課題に対する対応】

■ 転居先が決まっていない

→ 担当相談員へ随時状況を確認

■ 情報がおりてこない

→ 国や本社からの情報提供があった際は随時情報共有

■ ホームの支援改善

→ (株)恵が運営する事業所における地域推進会議に市・基幹が積極的に参加

→ 虐待防止事業所訪問は今後も継続

■ 職員のケア

→ 職員の意向や事業所の運営状況等の確認を継続

報道関係者 各位

令和7年1月23日（木）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
室長 羽野
室長補佐 今井（内線3045）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3595）2500

株式会社恵と株式会社バイオネストとの事業承継契約の締結等について

このたび、障害者グループホーム等を運営する株式会社恵及び株式会社バイオネストより、事業承継契約の締結等について報告がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業承継契約の締結について

株式会社恵の運営する障害者グループホーム等の事業承継について、株式会社バイオネスト（グループ会社を含む）と令和7年1月20日に正式に契約を締結し、株式会社バイオネストのグループ会社である株式会社 INNOVEL HEALTHCARE（イノベルヘルスケア）等が承継先として、令和7年3月1日付けの指定取得を目指して自治体に対し申請等の手続きを進める旨、両社より報告がありました。

※ 株式会社恵が現在運営するグループホーム98事業所のうち93事業所が対象。なお、その他の5事業所については、廃止済み又は廃止予定であるが、同社より利用者に説明の上、自治体や相談支援専門員と協力し、転居等により住まいを確保済み又は確保される予定である。

また、グループホーム以外の株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業等も承継予定。

※ 基本合意のとおり、利用者の利用条件は実質的に同等以上を維持し、従業員も実質的に同等以上の雇用条件にて雇用が維持される。

2. 株式会社バイオネストのアドバイザーについて

厚生労働省としては、今回の一括承継について、利用者の適切かつ継続的な障害福祉サービスの確保のため、継続的な対応が求められることから、引き続き福祉の専門家の意見を求めるべき旨、株式会社バイオネストに対し要請を行ったところです。

このため、厚生労働省より株式会社バイオネストに対し、株式会社恵より引き続き、以下の3名をアドバイザーとして推薦していたところ、株式会社バイオネストとして、当該3名を今後アドバイザーとして迎え、一括承継後を含め対応を行っていく旨報告がありました。

- ・小澤 温（筑波大学人間系教授（障害福祉サービス等報酬改定検討チームアドバイザー））
- ・富岡 貴生（日本相談支援専門員協会代表理事）
- ・吉田 展章（日本相談支援専門員協会事務局長）

※なお、アドバイザーからの希望により取材はお控えいただきますようお願いいたします。

以上